

# 第4期がん対策推進基本計画施策に対する取組一覧

第94回がん対策推進協議会	参考資料6
令和8年5月8日	

項目番号	見出し	「取り組むべき施策」の記載	【最終版】具体的な取組(2023年4月以降)	今後予定している取組
第2 1	科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実			
	(1)	がんの1次予防		
	①	生活習慣について	<p>【健康・生活衛生局健康課】</p> <p>○2023年5月に告示した「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(令和5年厚生労働省告示第207号)において、国民の健康増進に係る各指標について目標を設定し、2024年4月から、当該方針に基づき「健康日本21(第三次)」を開始した。</p>	<p>【健康・生活衛生局健康課】</p> <p>○「健康日本21(第三次)」について、計画開始後6年(2029年度)を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、計画開始後10年(2033年度)を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映する。</p>
		拠点病院等は、地域におけるがん対策を牽(けん)引する立場から、地域へのがんの予防に関する普及啓発を実施するとともに、必要に応じてがん相談支援センターが窓口となり、病院全体でがんの予防に関する情報を提供できる体制を整備する。	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】</p> <p>○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号[令和4年8月1日])において、がん診療連携拠点病院等にごがん相談支援センターを設置することを必須事項として定めた。当該がん相談支援センターが担う具体的業務の一つとして、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に関するQ&amp;Aにおいて、がんの予防及びがん検診に関する情報の提供を行うことを規定した。</p> <p>○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号[令和4年8月1日])において、がん診療連携拠点病院等に地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け・一般向けのガイドラインの活用法等に関する普及啓発に努めることを必須要件として定めた。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】</p> <p>○当該取組の評価を行う観点から、拠点病院等で実施した地域を対象とした、がんに関するセミナー等の開催回数について、継続的に評価を行う予定である。</p> <p>○引き続き、がん診療連携拠点病院等の現況報告書で要件充足状況を確認し、状況把握していく。</p>
	②	感染症対策について	<p>【健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課】</p> <p>○HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施及び経過措置期間の設定を行った。</p> <p>○接種対象者とその保護者に対する情報提供のための資料を作成し周知している。</p>	<p>【健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課】</p> <p>○定期接種を継続するとともに、引き続き、接種対象者やその保護者が正しい情報に基づいて、接種について検討・判断できるよう、正確でわかりやすい情報発信を行う。</p>
		国は、肝炎の早期発見・早期治療及びそれによる肝がんの発症予防のため、肝炎ウイルス検査体制の充実やウイルス陽性者の受診勧奨、普及啓発を引き続き推進する。また、B型肝炎については、予防接種法に基づく定期接種及びウイルス排除を可能とする治療薬・治療法の開発に向けた研究を引き続き推進する。	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課肝炎対策推進室】</p> <p>○肝疾患専門医療機関を設置(令和5年度:3,249箇所)すると共に、肝炎医療コーディネーターの養成(令和5年度:38,805名)を行った。</p> <p>【健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課】</p> <p>○予防接種法に基づく定期接種を実施している。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課肝炎対策推進室】</p> <p>○引き続き、肝疾患専門医療機関の設置、肝炎医療コーディネーターの養成を行っていく。</p> <p>【健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課】</p> <p>○引き続き、乳幼児に対する予防接種法に基づく定期接種の高い実施率を維持していく。</p>

			国は、感染予防対策を含めたHTLV-1総合対策等を引き続き推進する。	<p>【こども家庭庁成育局母子保健課】</p> <p>○妊婦健康診査については、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年厚生労働省告示第226号)において、HTLV-1抗体検査を定め、その実施を推奨している。また、性と健康の相談センター事業において、妊婦に対するHTLV-1抗体検査等の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1等母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域におけるHTLV-1等母子感染対策を推進する都道府県への助成を実施している。</p> <p>【健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課】</p> <p>○HTLV-1の正しい理解の促進や、相談、医療体制等の整備をはじめとしたHTLV-1総合対策の推進に資する事業を実施している。</p>	<p>【こども家庭庁成育局母子保健課】</p> <p>○現行の取組を引き続き推進していくとともに、自治体関係者に対し、HTLV-1母子感染症に関する適切な知識等を普及することを目的として、母子保健指導者養成研修を実施する予定としている。</p> <p>【健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課】</p> <p>○HTLV-1の正しい理解の促進を図るとともに、相談及び医療体制の整備等を行うことにより、引き続きHTLV-1総合対策の推進に資する事業を行う。</p> <p>○厚生労働科学研究班等と連携の上、HTLV-1の水平感染のリスクを含めた正しい知識の普及啓発のため広報資料の作成を検討している。</p>
			国は、引き続き、健康で無症状な集団に対する、ピロリ菌の除菌の胃癌発症予防における有効性等について、国内外の知見を速やかに収集し、科学的根拠に基づき、除菌の必要性の有無及びその対象者について検討するとともに、運用上の課題について整理する。	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】</p> <p>○令和6～7年厚生労働科学研究「胃がんの一次及び二次予防の現状把握とヘリコバクター・ピロリ未感染時代に対応した新たな胃がん検診の提案に向けた研究」において、効果的な胃がん検診対象者の絞り込みのため、ピロリ未感染率の推移、ピロリ感染有無別の胃がん発生率等の分析により、未感染者が多数派となる近未来の日本社会において、現行の一律的な胃がん検診がもたらす臨床的便益が限定的であることが示唆された。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】</p> <p>○左記の厚労科研において、引き続きデータ分析等を進め、ピロリ菌未感染時代および人口分布の変化に適応した臨床的に妥当で実現可能な新たな胃がん検診システムを考案するための基礎となる資料を公表予定としている。</p>
	(2)	がんの早期発見及びがん			
	①	受診率向上対策について	国は、受診率向上に向けて、がん検診受診率をより正確かつ精緻に、また、個人単位で把握することができるよう検討する。	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】</p> <p>○2025年4月「第43回がん検診のあり方に関する検討会」、2025年6月「第44回がん検診のあり方に関する検討会」において、「がん検診情報の一体的な把握について」をテーマとして、職域検診を含めた住民のがん検診の受診状況等を集約し、市町村が一体的に管理することを目指して、議論を開始。「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、「市町村は、当該市町村の区域内に居住地を有する者の職域等がん検診の受診状況を把握し、職域等がん検診情報も踏まえた適切な受診勧奨及び精密検査勧奨に努めること。」と令和7年7月1日付で改正した。</p> <p>○自治体検診DXの推進に向け関係省庁間で検討しており、今年度より、PMHを活用したがん検診のモデル事業を実施することで進めている。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】</p> <p>○がん検診の一体的な把握については、自治体検診DXのモデル事業の中で、職域等の検診の把握も含めたシステムの構築に向けて引き続き検討していく。</p>

			<p>国は、受診率向上に向けて、これまでの取組から得られた知見を踏まえつつ、より科学的かつ効率的な受診勧奨策を、関係学会や企業等の協力を得て、都道府県及び市町村と連携して推進する。また、全ての国民ががん検診を受診しやすい体制の整備に向け、保険者への財政上のインセンティブを活用したがん検診の推進、がん検診と特定健診の同時実施の推進、事業主健診時における市町村等で実施するがん検診の受診勧奨の推進、女性・障害者・非正規雇用者等が受診しやすい環境整備など、受診者の立場に立ったがん検診を受診する上での利便性の向上に努める。</p>	<p>【労働基準局安全衛生部労働衛生課】 ○事業主健診時の勧奨については、毎年「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について」を发出している。</p> <p>【保険局保険課・国民健康保険課】 ○国民健康保険保険者努力支援制度においては、がん検診の受診率等を評価し、保険者の取組を推進している。 ○保険者インセンティブ制度において、以下の①-③指標を用いてがん検診を推進している。 ①がん検診の実施状況(胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの5種のがん検診全て実施) ②がん検診の結果に基づく受診勧奨(①で保険者が実施する各種がん検診の結果から、要精密検査となった者の精密検査受診率を把握すること) ③市町村が実施するがん検診の受診勧奨</p> <p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和2～4年度「がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業」の成果を踏まえ、令和5年度に「がん検診の受診勧奨策等実行支援事業」を実施し、自治体における科学的かつ効率的受診勧奨策の実施を支援している。 ○事業主健診時の勧奨については、毎年「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について」を发出している。 ○がん検診精密検査受診率向上につながるよう、がん種別の精密検査の受診勧奨資材について、ソーシャルマーケティングを活用した効果的ながん検診受診勧奨資材の開発を実施している「希望の虹プロジェクト」に協力を依頼、共同で発行し、都道府県、市区町村等へ周知を行った。</p>	<p>【労働基準局安全衛生部労働衛生課】 引き続き、事業主健診時の勧奨については、毎年「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について」を发出する予定としている。</p> <p>【保険局保険課・国民健康保険課】 ○国民健康保険保険者努力支援制度においては、令和8年度においても、引き続き、がん検診の受診率等を評価する予定としている。 ○保険者インセンティブによるがん検診の推進や、受診勧奨策等による特定健診との同時実施を引き続き推進していく。</p> <p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和7年度厚生労働科学研究「がん予防に資する自治体・保健所の取組の水平展開に関する研究」において、全国のがん予防・がん検診に関するこれまでの活動の中での成功体験を「がん予防・がん検診ベストプラクティス集」としてとりまとめ、全国の市区町村、保健所に配布し、横展開を図ることのできるがん対策推進の基礎資料としていく。 ○引き続き、事業主健診時の勧奨については、毎年「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について」を发出する予定としている。 ○女性、障害者(精神障害)等については、厚生労働科学研究結果を確認し、検討会で協議(厚生労働科学研究結果報告、体制整備をどうするのか)していく。 ○「令和8年度がん検診受診率向上推進事業」として、がん検診等に関する各種データ及び第4期計画における「がんの2次予防(がん検診)」分野のロジックモデルを活用し、都道府県及び市区町村の課題を見える化するるとともに、課題に応じた重点的な取組を検討する場として、都道府県担当者を対象とした研修会を令和8年度に開催する予定としている。職域等がん検診において保険者が精密検査対象者への受診勧奨等を積極的に行えるよう科学的根拠に基づくがん検診の支援のあり方を検討、職域においても科学的根拠に基づくがん検診の精密検査の受診状況等の実態把握を進めることとしている。</p>
			<p>市町村及び検診実施機関においては、受診者に分かりやすくがん検診を説明するなど、受診者が、がん検診の意義及び必要性を適切に理解できるよう努める。また、国は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)に基づくがん検診の意義及び必要性について、国民が正しく理解できるよう普及啓発を行う。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働省にて、がん予防に関するリーフレットの作成及びWEBページの新設、がん検診に関するWEBページの更新を行い、令和7年5月28日付けで関係機関へ通知した。 ○がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン(10月)等の機会に、都道府県や関係機関等と連携した普及啓発を実施した。 ○SNS(X、Facebook、Line)を活用した普及啓発を実施した。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働省のホームページにて、厚生労働科学研究で作成したサイトについての周知していく。 ○引き続き、SNS等を活用した効果的な普及啓発を実施していく。</p>
			<p>国は、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生・まん延時等にごがん検診の提供体制を一時的に縮小した場合でも、状況に応じて速やかに提供体制及び受診行動を回復させることができるよう、平時における準備等の対応について検討する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「新型コロナウイルス感染症の流行によるがん検診及びがん診療の受診状況等に対する中・長期的な健康影響の解明に向けた研究」において、がん検診の受診状況や、がん医療の受療行動における、新型コロナウイルス感染症の中・長期的な影響を把握し、対応策をまとめ、令和7年度中にごがん検診およびがん診療の対策マニュアルを作成中である。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究の成果について、がん検診のあり方に関する検討会で報告し、マニュアルについて自治体等へ周知予定としている。</p>
			<p>国は、職域におけるがん検診について、実施状況の継続的な把握及び適切な実施に向けた課題の整理を行い、必要に応じて、法的な位置付けも含めた対応を検討する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○職域におけるがん検診の実施状況については、毎年、保険局が実施する保険者データヘルス実態調査にて、継続的に把握しているところである。 ○上記調査において、平成30年に公表した職域におけるがん検診に関するマニュアルの活用状況において、「活用していない」が61.2%を占めていた。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○保険者データヘルス実態調査を通して、職域におけるがん検診の実施状況の把握に引き続き努める。 ○職域におけるがん検診に関するマニュアルの普及・啓発に努める。</p>
	②	がん検診の精度管理等について	<p>国は、レセプトやがん登録情報を活用したがん検診の精度管理について、技術的支援等を行う。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「がん登録を利用したがん検診の精度管理方法の検討のための研究」において、がん登録情報を利用したがん検診の精度管理事業(感度・特異度の算出)について、令和6年度までに7都県において技術的支援を実施している。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、都道府県に対して技術的支援を継続していく。</p>

				<p>精密検査受診率について、都道府県やがん種による差が大きくなっていることから、国は、市町村における適切な精度管理の実施のため、精密検査受診率の低い市町村の実態把握を行う仕組みについて検討するとともに、都道府県による指導・助言等の取組を推進する。市町村は、都道府県による指導・助言等を踏まえ、引き続き、指針に基づいたがん検診の実施及び精度管理の向上に取り組む。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「がん登録を利用したがん検診の精度管理方法の検討のための研究」において、がん検診の精度向上に向けて、厚生労働科学研究のHPIにより、医療・がん検診従事者が専門知識を得るための教育的資材(専門書、e-learning)、医療・がん検診従事者が自地域での対策型検診の精度管理指標を視覚的に容易に把握できるデータ分析プラットフォームを作成・公表している。 ○国立がん研究センターを実施主体として、「市区町村におけるがん検診実施状況調査」を実施しており、都道府県及び市区町村のがん検診事業の実施状況を調査したデータを集計し、精度管理の向上を支援している。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究において、感度・特異度の許容範囲を設定し、許容範囲外だった場合の改善手順を指針とチェックリストに沿って整理、公表予定としている。 ○「市区町村におけるがん検診実施状況調査」を継続し、都道府県及び市町村のがん検診の実施状況についてモニタリングしていく。 ○「令和8年度がん検診受診率向上推進事業」として、がん検診等に関する各種データ及び第4期計画における「がんの2次予防(がん検診)」分野のロジックモデルを活用し、都道府県及び市区町村の課題を見える化するするとともに、課題に応じた重点的な取組を検討する場として、都道府県担当者を対象とした研修会を令和8年に開催する予定としているほか、職域等がん検診において保険者が精密検査対象者への受診勧奨等を積極的に行えるよう科学的根拠に基づくがん検診の支援のあり方を検討、職域においても科学的根拠に基づくがん検診の精密検査の受診状況等の実態把握を進めることとしている。</p>
				<p>国は、職域におけるがん検診の実態把握に係る方法を検討した上で、職域におけるがん検診の精度管理を推進するための取組について、保険者に対する技術的支援や、産業保健総合支援センターを通じた事業場の産業保健スタッフに対する周知等を含め検討する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「職域における科学的根拠に基づくがん検診の社会実装に関する研究」において、「職域におけるがん検診に関するマニュアル」を反映した普及啓発動画を作成し、配信し、また産業医等への研修を実施。また、レセプトを活用した精度管理の実施について、「保険者向けがん検診精度管理システム」を開発し、約20組で稼働可能であることが確認できた。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究において、「保険者向けがん検診精度管理システム」について、現場における活用に向けて引き続き検討していく。</p>
				<p>国及び都道府県は、精密検査受診率向上のため、要精密検査とされた受診者に対する「精密検査を受けられる医療機関リスト」の提供等、職域を含めた、がん検診の実施者による分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和7～9年度厚生労働科学研究「不利益の最小化と利益の最大化が期待できる体制の構築を目指したがん検診の精度管理に関する研究」において、都道府県における「精密検査を受けられる医療機関リスト」の公表状況について調査を実施した。(令和7年1月)【都道府県における精密検査医療機関リストの公表状況：胃26、大腸31、肺26、乳27、子宮頸25】</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○自治体検診DXを見据えて、自治体において「精密検査を受けられる医療機関リスト」の整備及び情報提供の推進について検討していく。</p>
		③	科学的根拠に基づくがん検診の実施について	<p>国は、我が国におけるがん検診の進捗及び課題を整理するため、諸外国における取組との経年的な比較調査を実施する仕組みについて検討する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度に厚生労働科学研究費補助金で補助を行っている「がん登録を利用したがん検診の精度管理方法の検討のための研究」において、がん検診の精度指標を国際的なものに標準化することによる比較可能性を検討している。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和5～7年度厚生労働科学研究「がん登録を利用したがん検診の精度管理方法の検討のための研究」において、がん登録情報を利用したがん検診の精度管理事業(感度・特異度の算出)について、自治体に対する技術的支援を引き続き実施していく。</p>
				<p>国は、より効率的・効果的ながん検診の実施を推進する観点から、指針に基づくがん検診の科学的根拠に基づいた効果検証を進めるとともに、対策型検診の項目の導入に係るプロセスの明確化等について検討する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○2025年4月「第43回がん検診のあり方に関する検討会」において、対策型検診の項目の導入に係るプロセスについての議論を実施した。その際に、新しい検診項目検討時の導入プロセスの合意を得た。 ○令和6～7年度予算事業「HPV検査単独法導入に向けた精度管理支援事業」において、令和6年度から指針において推奨されているHPV検査単独法による子宮頸がん検診について自治体が適切かつ円滑に検診を運用できるよう研修等を実施した。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○肺がん検診に新たに導入する低線量CT検査の自治体でのモデル実施を踏まえ、検診項目導入に係るプロセスを検証していく。 ○R7～9年度厚労科研「子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法の精度管理体制の評価及び改善に資する研究」において、HPV検査単独法の精度管理について、自治体に対する技術的支援を引き続き実施していく。</p>

				<p>国は、指針に基づかないがん検診に係る効果検証の方法について検討するとともに、指針に基づかないがん検診の効果検証を希望する関係学会や企業等と、地方公共団体のマッチングを促進する仕組みについて検討する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)革新的がん医療実用化研究事業「超音波検査による乳がん検診の有効性を検証する比較試験(J-START)」において、指針に基づかない乳がん検診の検査手法である超音波検査とマンモグラフィーの併用法に関する効果検証を行っている。 ○指針に基づかないがん検診の効果検証として、指針外の肺がん検診の手法である低線量CT検査について、令和7年度より厚生労働科学研究費補助金(がん対策推進総合研究事業)「低線量CTを用いた新しい肺がん検診の体制構築に関する研究」において、日本肺癌学会や日本CT検診学会など関連学会と協力し、検診への導入に係る研究を行っている。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、左記のAMED研究において、指針外の検診手法の効果検証を行うこととしている。 ○肺がん検診としての低線量CT検査について、左記の厚労科研と連携したモデル事業実施を実施し、導入を希望する自治体を募集した上で効果検証を行うことを検討している。</p>
				<p>国は、我が国における組織型検診の構築に向け、科学的根拠に基づくがん検診の実施に向けた取組により精度管理を向上させつつ、課題を整理し、その対応を検討する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○我が国における組織型検診の構築に向け、科学的根拠に基づくがん検診の精度向上に向け、第37回、第38回がん検診のあり方に関する検討会にて議論を行い、令和5年6月に「がん検診のあり方について」報告書を公表。また、第42回検討会では、第4期がん対策推進基本計画の内容や、直近の子宮頸がん検診のHPV検査単独法を、また、そのほかの法令・ガイドライン等の改正を反映することについて議論を行い、令和6年7月に「がん検診のあり方について」報告書を公表した。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、検討会にて、自治体DXの構築も見据え、情報の一体的把握の体制整備について引き続き検討を行うこととしている。</p>
4			<p>これらを支える基盤の整備</p>			
	(1)		<p>全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進</p>	<p>国は、「がん研究10か年戦略」の中間評価報告書や本基本計画を踏まえ、がん研究の更なる充実に向け、戦略の見直しを行う。また、関係省庁が協力し、多様な分野を融合させた先端的な研究を推進することにより、治療法の多様化に向けた取組をより一層推進する。</p>	<p>【文部科学省研究振興局研究振興戦略官付】 ○「次世代がん医療加速化研究事業」を実施しており、特に令和6年から施行された「がん研究10か年戦略(第5次)」を踏まえ、多様な分野を融合させたがん研究の取り組みとしてR6、7年度では戦略的研究枠において異分野融合による革新的な基礎研究課題を公募・採択し推進した。  【文部科学省研究振興局研究振興戦略官付/厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん研究10か年戦略(第5次)」に基づき、社会的要請の高いがん種に対する取り組みとして、革新的がん医療実用化研究事業と次世代がん医療加速化研究事業の課題間連携のもとフラッグシッププロジェクトワーキンググループを設置し、令和7年3月18日に開催したキックオフミーティング以降、R7年7月22日までに5回のワーキンググループ会議を開催した。</p>	<p>【文部科学省研究振興局研究振興戦略官付/厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○フラッグシッププロジェクトにおけるワーキンググループでの議論に基づき、フラッグシッププログラムという形で令和8年度公募における取り組みについて、研究グループの在り方、公募の概要、評価委員体制などについて議論と検討を進める。</p>
				<p>AMEDは、基礎的な研究から実用化に向けた研究までを一体的に推進するため、有望な基礎研究の成果の厳選及び医薬品・医療機器の開発と企業導出を速やかに行うための取組を引き続き推進する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 「革新的がん医療実用化研究事業」を継続して実施すると共に、令和6年度からは「第4期がん対策推進基本計画」及び「がん研究10か年戦略(第5次)」を踏まえ、予防・早期発見、診断・治療等、がん医療の実用化をめざし、非臨床領域の後半から臨床領域を中心とした課題を公募・採択し、研究を推進した。</p>	<p>【文部科学省研究振興局研究振興戦略官付/厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○事業間連携の強化に向けペアリング・マッチングの仕組みを導入し、「次世代がん医療加速化研究事業」と「革新的がん医療実用化研究事業」をペアリング対象事業として、令和8年度の新規公募に向けた検討を進めていく。</p>
				<p>国は、「全ゲノム解析等実行計画2022」を着実に進め、ゲノム情報等により、患者等に不利益が生じないよう留意しつつ、新たな予防・早期発見法等の開発を含めた患者還元や、がんや難病に係る研究・創薬への利活用等を推進する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「全ゲノム解析等実行計画2022」に基づき、令和5年度から4年間のAMED研究班(がん領域)を採択すると共に、令和6年度には専門調査会方針に基づき、小児がん、血液がん領域の研究班を新たに採択し、研究を推進した。  【医政局医薬産業振興・医療情報企画課/研究開発政策課】 ○全ゲノム解析等の全体運営方針に関して、全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会及び全ゲノム解析等事業実施準備室において、検討を進めてきた。 ○全ゲノム解析等事業実施準備室において、事業実施組織の令和7年度中の設立に向け、準備を進めている。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会及び全ゲノム解析等事業実施組織での議論を踏まえ、「全ゲノム解析等実行計画2022」に係るAMED研究を推進していく。  【医政局医薬産業振興・医療情報企画課/研究開発政策課】 ○令和7年度中の事業実施組織の設立に向けた準備を継続して検討していく。 ○全ゲノム解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ等を搭載した質の高い情報基盤の構築を行う。民間企業やアカデミア等へその本格的な利活用を促し、診断創薬や新規治療法等の開発を推進していく。</p>

				<p>国は、がん対策の一層の推進に向けて、本基本計画における各分野の政策課題の解決に資する研究を推進する。また、格差の解消に向け、医療の質の向上及び均てん化の推進等の観点から、まずは各分野の取組の地域間、医療機関間の差を測定するための指標やその評価方法に係る研究を推進する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん対策推進総合研究事業」にて、各種研究を推進している。 ○R5～7年度厚生労働科学研究「誰一人取り残さないがん対策における格差のモニタリングと要因解明に資する研究」において、社会的格差の視点からがん対策の進捗評価を行うことを目的として、予防(検診含む)・医療・共生の各分野にて生じている格差の可視化と要因分析を進めている。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生労働科学研究において取り組んでいる格差の可視化と要因分析を踏まえ、対策提案として介入の可能性を検討していく。</p>
	(2)	人材育成の強化	<p>国は、関係学会・団体等と連携しつつ、がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材、がん予防の推進を行う人材、新たな治療法を開発できる人材等の専門的な人材の育成を推進する。また、専門的な人材の育成の在り方を検討するにあたっては、高齢化や人口減少等の背景を踏まえ、人材の効率的な活用等の観点を含め検討する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○日本緩和医療学会への委託事業である「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」では、主にがんの診療に携わる医療従事者に対し、基本的な緩和ケアについての研修を実施しており、令和6年度末までに199,563名に対し修了証が発行されている。 ○日本小児血液・がん学会への委託事業である「小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」では、小児がん拠点病院等で長期フォローアップを担当する多職種協働チームを育成することにより、小児・AYA世代のがんの長期フォローアップ体制を整備することを目的に実施され、令和6年度末までに1,610名の医療従事者が受講している。</p> <p>【文部科学省高等教育局医学教育課※前段のみ】 ○がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人養成を促進するため、大学院レベルにおける優れた教育プログラムを開発し、大学間で連携し、開発・提供を担う拠点を支援する目的で「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」として令和5年度に11拠点(連携校含む76大学)を選定。令和6年度末までに各大学が設置したがん専門医療人材養成のための教育プログラム・コース数は294件、受講者数は4,640名、修了者数は2,285名となった。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○小児・AYA世代のがん患者に対する長期フォローアップ体制整備を促進するため、令和7年度以降も「小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」を引き続き実施していく。 ○令和7年度以降も「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」を継続して実施し、研修内容の見直しを諮る等、診断時からの緩和ケアをさらに推進する。</p> <p>【文部科学省高等教育局医学教育課※前段のみ】 ○がん専門医療人材の養成を促進するために、令和7年度以降も「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」で選定した取組を継続して支援する。(文科省高等教育局医学教育課)</p>	
			<p>がん医療の高度化が進む中で、がん対策を一層推進する観点から、拠点病院等を中心に、専門的な人材の育成及び配置に積極的に取り組む。また、地域のがん医療や緩和ケア等を担う人材の育成及び配置について、拠点病院等や地域の職能団体が中心となって取り組む。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」(健発0801第16号 令和4年8月1日)において、指針に定めた取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むことと診療の質を高めるため、資格等の取得についても積極的に支援することを必須要件としている。 ○令和7年8月1日に公表した「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」において、「地域包括ケアシステムの観点から、患者が住み慣れた地域で質の高い医療を受け続けられるように、集約化の検討が必要な医療を提供する医療機関、患者の日頃の体調を把握している身近な診療所・病院のかかりつけ医、訪問看護ステーション、歯科医療機関、薬局、介護施設・事業所等、多職種・多機関との地域連携の強化がより一層重要となり、関係機関間での情報共有や役割分担を含む連携体制の整備と地域連携を担う人材育成の強化が求められる。」としている。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○当該取組の評価を行う観点から、地域のがん医療や緩和ケア等を担う人材の育成及び配置については、現況報告書を用いて、継続的に評価を行う予定である。</p>	
	(3)	がん教育及びがんに関する知識の普及啓発	<p>国は、引き続き、学習指導要領に基づく、児童生徒の発達段階に応じたがん教育を推進する。その際、生活習慣が原因とならないがんもあることなど、がんに対する正しい知識が身に付くよう、医療従事者やがん患者等の外部講師の積極的な活用について周知を行うとともに、ICTの活用を推進するなど、各地域の実情に応じたがん教育の取組の充実とその成果の普及を図る。</p>	<p>【文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課】 ○令和4年度におけるがん教育の実施状況調査では、がん専門医・学校医等の医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用してがん教育を実施した学校の割合は11.4%、令和5年度は12.5%と全体としては増加傾向にある。各地域において、がん教育の推進に関する協議会を開催し、外部講師名簿の作成や派遣依頼窓口の設置等を検討するなど、学校における外部講師を活用したがん教育の推進に向け、令和6年1月19日付で通知を発出し、担当者が集まる場等で周知した。</p>	<p>【文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課】 ○「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業」を実施し、学習指導要領に対応したがん教育について、教員や外部講師の資質能力の向上を図るとともに、教育委員会等における課題の共有と先進的な取組の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図り、地域の実情に応じた取組を支援していく。</p>	

				<p>国は、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、地域のがん医療を担う医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、必要な支援を行う。</p>	<p>【文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課】 ○令和4年度におけるがん教育の実施状況調査では、がん専門医・学校医等の医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用してがん教育を実施した学校の割合は11.4%、令和5年度は12.5%と全体としては増加傾向にある。各地域において、がん教育の推進に関する協議会を開催し、外部講師名簿の作成や派遣依頼窓口の設置等を検討するなど、学校における外部講師を活用したがん教育の推進に向け、令和6年1月19日付けで通知を発送し、担当者が集まる場等で周知した。</p>	<p>【文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課】 ○「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業」を実施し、学習指導要領に対応したがん教育について、教員や外部講師の資質能力の向上を図るとともに、教育委員会等における課題の共有と先進的な取組の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図り、地域の実情に応じた取組を支援していく。</p>
				<p>国及び地方公共団体、拠点病院等を中心とした医療機関は、患者やその家族等の関係団体等の協力を得ながら、国民に対する、生活習慣や遺伝子等のがんの発生に関する基本的な情報も含めたがんに関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組む。その際には、啓発資料のデジタル化や対象者に応じた周知方法の工夫等により、より効果的な手法を用いる。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」において、地域を対象としたがん教育や、学校や職域等へ外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることが定めており、引き続き普及啓発を推進する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、がん診療連携拠点病院等において、整備指針に沿った取組を継続していく。</p>
				<p>事業主や医療保険者は、がん対策推進企業アクション等の国や地方公共団体の事業を活用することも含め、雇用者や被保険者・被扶養者が、生涯のうち約2人に1人ががんに罹患すると推計されていることや、がん検診やがんの治療と仕事の両立といったがんに関する正しい知識を得ることができるよう努める。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がん対策推進企業等連携事業(がん対策推進企業アクション)において、企業等に対するがん検診やがんの治療と仕事の両立など、がんに関する正しい知識の普及啓発のため、ホームページの構築による情報発信や企業向けセミナーの開催等の取組を実施。また、経済産業省と連携し、健康経営優良法人認定企業を対象に、本事業の普及啓発を実施した。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○本事業を継続実施し、企業等におけるがん検診やがんの治療と仕事の両立支援の取組を推進していく。</p>
	(4)		がん登録の利活用の推進	<p>国は、がん対策の充実に向けて、がん登録情報の利活用を推進する観点から、引き続き、質の高い情報収集に資する精度管理に取り組む。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○がんの罹患等に関する情報は、都道府県及び国立研究開発法人国立がん研究センターがそれぞれ複数の医療機関からの届出を照合し、患者又は原発性のがんごとに集約する作業を行った上で、全国がん登録データベースに登録されている。照合時に患者住所が不一致の場合は、照合精度を上げるため住所異動確認調査を実施している。 厚生科学審議会がん登録部会において、現行制度における課題について議論を行い、令和5年10月に検討結果を「中間とりまとめ」としてとりまとめた。中間とりまとめを踏まえ、照合・集約作業の効率化及び精緻化のため、被保険者番号等から生成されるIDを利用可能とすること、住所異動確認調査の円滑な実施に向けて住基ネットを利用可能とすることを盛り込んだ法案を令和7年常会に提出した(医療法等の一部を改正する法律案)。当該法案は令和7年臨時国会において令和7年12月5日に成立し、同月12日に公布された。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○法案成立後、施行に向けて、被保険者番号等から生成されるIDや住基ネットの利用に向けた関係者との調整等を進める。</p>
				<p>国は、がん登録情報の利活用の推進について、現行制度における課題を整理し、がん登録推進法等の規定の整備を含め、見直しに向けて検討する。利活用の推進にあたっては、保健・医療分野のデジタル化に関する他の取組とも連携し、より有用な分析が可能となる方策を検討する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○厚生科学審議会がん登録部会において、現行制度における課題について議論を行い、令和5年10月に検討結果を「中間とりまとめ」としてとりまとめた。中間とりまとめを踏まえて、医療DXの取組の一環として行う項目として、NDB等の他の公的データベースとの連結・解析や仮名化情報の利用・提供を可能とする規定を盛り込んだ法案を令和7年常会に提出した(医療法等の一部を改正する法律案)。同法案は令和7年臨時国会において令和7年12月5日に成立し、同月12日に公布された。また、中間とりまとめを踏まえ、令和7年4月に全国がん登録情報の提供マニュアル等の改訂や情報の利用マニュアルの策定を行い、法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱いに係る方針を明確化し、カルテ転記や第三者提供について一定の条件の下認める運用とした他、全国がん登録情報等の国外提供に係る運用ルールの明確化、民間事業者を含めた利用者の範囲や利用できる条件の明記等を行った。 ○令和8年2月の厚生科学審議会がん登録部会において、全国がん登録情報の医学研究へのさらなる活用を推進することを目的に、全国がん登録において、令和9年診断症例から死亡場所を登録項目として加え、令和10年診断症例からがんの進行度としてUICC TNM分類を届出項目として加える方針について示した。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○法案成立後、施行に向けて関係者との調整等を進める。また、情報連携基盤の構築及び利用申請・審査の体制の一元化等について議論を進めるとともに、法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱いについて、引き続き、がんに係る研究における予後情報の有用性及び研究推進による患者メリット並びに情報の保護のバランスに鑑み、実態把握等に努め、必要に応じて運用の見直しを行う。 ○全国がん登録において、今後、死亡場所を登録項目として加えること、がんの進行度としてUICC TNM分類を届出項目として加えることに係る実務上の課題への対応について、引き続き検討を進める。</p>

	(5)	患者・市民参画の推進	<p>国及び都道府県は、国民本位のがん対策を推進するため、基本計画及び「都道府県がん対策推進計画」(以下「都道府県計画」という。)の策定過程について、性別、世代、がん種等を考慮し、多様ながん患者等のがん対策推進協議会及び都道府県協議会等への参画を推進する。また、諸外国の公募制、代表制等の事例も踏まえつつ、患者・市民参画の更なる推進に向けた仕組みを検討する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○第88回、第89回がん対策推進協議会にて、患者・市民参画について議論した。また、都道府県等協議会の患者委員の選出について、多様性・更新性・透明性等はどうか、また、協議会の開催日前に開催日時や構成メンバーを公表したのかどうか、あるいは議事録や配付資料を公開しているのかどうか等を把握する必要性についても議論している。 ○令和7～8年度厚生労働科学研究「がん対策における患者・市民参画を推進するための標準教育プログラムの開発と確立に関する研究」において、都道府県協議会における患者・市民参画の状況を把握する目的で調査を実施した。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○R7～8年度厚生労働科学研究「がん対策における患者・市民参画を推進するための標準教育プログラムの開発と確立に関する研究」において、都道府県協議会での患者・市民参画の状況調査の結果を踏まえ、ヒアリング等で課題整理を行い、昨年度までの教育プログラムの追加・修正、モデル自治体での教育プログラムの試行等に取り組む予定としている。また、諸外国の公募制、代表制等について、情報収集を行い、の事例も踏まえつつ、患者・市民参画の更なる推進に向けた仕組みを検討する。 ○患者・市民参画のための教育プログラム及び体制について、がん対策推進協議会で議論し、都道府県や患者会等への普及啓発を実施することとしている。</p>
			<p>国は、これまでがん研究分野で推進されてきた、がん患者及びがん経験者の参画の取組に係る知見について、患者・市民参画に関する研究成果も踏まえ、各分野への横展開を行う。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和4～6年厚生労働科学研究「がん研究に患者・市民参画を実現するための患者・市民に対する教育カリキュラム・プログラムの開発に関する研究」において、基礎研修(動画(Webラーニング23本)の公開)、専門研修プログラムを実施し、カリキュラムを確定し、HPで公開した。 ○上記のがん研究への患者・市民参画のカリキュラムを踏まえ、令和7～8年度厚生労働科学研究「がん対策における患者・市民参画を推進するための標準教育プログラムの開発と確立に関する研究」において、がん対策推進協議会及び都道府県協議会等における患者・市民参画の標準教育プログラムを検討した。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和7～8年度厚生労働科学研究「がん対策における患者・市民参画を推進するための標準教育プログラムの開発と確立に関する研究」によるがん対策に患者・市民参画を推進するためのプログラムとして、動画(Webラーニング)の追加・更新およびモデル研修会を実施する。 ○今後は、国及び都道府県協議会における患者・市民が参画に必要な知識と態度を体系的に習得できる教育プログラム、及び体制について検討する。</p>
			<p>国は、患者・市民参画を推進するにあたって、参画する患者・市民への啓発・育成を行う。また、医療従事者や関係学会に対しても、患者・市民参画に係る十分な理解が得られるよう、啓発等に取り組む。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○令和4～6年厚生労働科学研究「がん研究に患者・市民参画を実現するための患者・市民に対する教育カリキュラム・プログラムの開発に関する研究」において、基礎研修(動画(Webラーニング23本)の公開)、専門研修プログラムを実施し、カリキュラムを確定し、HPで公開した。 ○また、関係学会等の協力を得て、学術集会等での患者支援プログラムにおいて、カリキュラムコードを付与した研修会を実施した。 ○R7～8年度厚生労働科学研究「がん対策における患者・市民参画を推進するための標準教育プログラムの開発と確立に関する研究」において、関係学会の医療従事者に対して、患者・市民参画の状況を把握する目的で調査を開始した(R8年3月)。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○引き続き、関係学会等と協働した患者支援プログラムを継続していく。 ○今後は、関係学会の患者・市民参画の現状に関する調査の結果を踏まえ、患者・市民参画について理解を深めるための医療従事者や関係学会向けのツールを開発する。</p>
	(6)	デジタル化の推進	<p>国は、がん医療の質の向上と分かりやすい情報提供等を一層推進するため、「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の各分野において、PHRの推進、現況報告書のオンライン化、レセプトやがん登録情報等を活用したがん対策の評価、オンラインを活用した相談支援や効果的な情報提供等、ICTやAIを含むデジタル技術の活用による医療のデータ化とその利活用の推進について検討する。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○自治体検診DXの推進に向け関係省庁間で検討中である。令和7年度より、PMHを活用したがん検診のモデル事業を実施することで進めている。 ○全国がん登録で得られるがん罹患率や生存率からロジックモデルの指標を集計している。また、がんの罹患等に関する情報の照合・集約作業の効率化及び精緻化のため、被保険者番号等から生成されるID(ID5)を利用可能とすること、住所異動確認調査の円滑な実施に向けて住基ネットを利用可能とすること、NDB等の他の公的データベースとの連結解析等を可能とする規定を盛り込んだ法案を令和7年通常国会に提出し、同法案が令和7年12月5日に成立し、同月12日に公布された。 ○「がん診療連携拠点病院等の整備について」において、がん相談支援センターに対し、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用することを求めている。 ○令和8年度診療報酬改定においては、D to P with D によるオンライン診療の評価である遠隔連携診療料の見直しを行い、外来診療及び入院診療において希少がんを対象として評価範囲の拡大を実施した。また、外来診療においては、患者が受診する側の医療機関が人口の少ない地域に所在する場合に限り、悪性腫瘍の患者を対象に追加した。</p>	<p>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】 ○自治体検診DXについては、令和11年度以降の本格実施に向け、引き続きモデル事業を実施予定としている。 ○全国がん登録情報に基づき作成されたロジックモデルの指標を用いてがん対策の評価を行う。また、情報連携基盤を活用した全国がん登録情報の第三者提供の検討を進め、その利活用の推進に取り組む。 ○がん診療連携拠点病院等の現況報告書にて、要件の充足状況を確認し、把握していく。</p>

	<p>また、国は、患者やその家族等のアクセス向上や、医療・福祉・保健サービスの効率的・効果的な提供の観点から、SNS等を活用したがん検診の受診勧奨や、安心かつ安全なオンライン診療の提供、e-コンセント(電磁的方法によるインフォームド・コンセント)の活用等の治験のオンライン化、地方公共団体や医療機関における会議のオンライン化、相談支援のオンライン化に向けた取組を推進する。</p>	<p><b>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】</b>  ○自治体検診DXの推進に向け関係省庁間で検討中である。令和7年度より、PMHを活用したがん検診のモデル事業を実施することで進めている。</p> <p><b>【医政局医薬産業振興・医療情報企画課/研究開発政策課】</b>  ○治験のオンライン化については、分散型臨床試験(DCT)の推進のため、臨床研究中核病院において体制整備に向けた取組を進めており、DCTを活用した治験・臨床試験の実施手順書や計画書等のフォーマットを作成し公開している。</p> <p><b>【医薬局医薬品審査管理課】</b>  ○eConsentに関するガイダンスについては令和5年3月30日に発出した。また、情報通信機器等により電磁的記録として収集された情報を有効性及び安全性の評価に用いる際の留意点を令和6年9月20日に発出した。</p>	<p><b>【健康・生活衛生局がん・疾病対策課】</b>  ○自治体検診DXについては、令和11年度以降の本格実施に向け、引き続きモデル事業を実施予定としている。</p> <p><b>【医政局研究開発政策課】</b>  患者の治験・臨床試験へのアクセス向上を図るため、引き続き臨床研究中核病院において取組を進める。</p> <p><b>【医薬局医薬品審査管理課】</b>  ○引き続き、左記のガイダンスの運用等を通じて、治験のオンライン化に係る取組を進める。</p>
--	--	--	---